

電気需給仕様書

1 概要

- (1) 対象施設 古川国府給食センター
- (2) 供給場所 岐阜県高山市国府町山本6 1-1 0
- (3) 契約業種 高圧電力 (現行契約は、高圧電力・高圧深夜電力の併用)

2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

- ア 電気方式 交流3相3線式 1回線受電
- イ 受電電圧 6,600ボルト
- ウ 計量電圧 6,600ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 自家発電設備 無し
- カ 蓄熱槽 有り

(2) 現行契約電力、使用実績電力量

- 高圧電力 166kw~182kw (過去1年間の実績)、363,822kwh (過去1年間の実績)
- 高圧深夜電力 91kw (過去1年間の実績)、83,668kwh (過去1年間の実績)

(3) 契約予定電力、予定使用電力量

- 高圧電力 166kw~182kw (過去1年間の実績)
- 1,305,179kwh (35ヶ月間予定量)
- 447,490kwh (12ヶ月間の合計実績)

(4) 供給期間

令和3年5月1日0時00分から令和6年3月末日24時00分まで(35ヶ月間)

(5) 電力計の検針

①検針装置 SM計器

②電力会社の検針方法

通信線設備を通じての自動検針及びその他計器による訪問検針。ただし、財産については高山市内を接続供給区域とする旧一般電気事業者のものである。

③接続供給契約等による債務の負担

供給者が旧一般電気事業者と接続供給契約等を締結し、需要者に電気の供給を行う場合において、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は、供給者が負担するものとする。

(6) 需給地点、電気工作物の財産分界点、保安上の責任分界点

対象施設の古川国府給食センター利用組合所有の開閉器の電源側接続点。

3 その他特記事項

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。契約電力は契約上使用できる最大需要電力(キロワット)を契約電力とし、次による。

ア 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、需要者の受電設備を増加する場合等、1 年を通じての最大需要電力が増加することが明らかな場合は、需要者と供給者との協議によって定めるものとする。

イ 最大需要電力とは、需要電力の最大値であって、旧一般電気事業者が需要者の需要地点に設置する電力取引メータにより計量される値をいう。また、燃料費の変動に伴う燃料費調整額については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が公表する額を用いる。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100%、それぞれの月の契約電力は、あらかじめ古川国府給食センター利用組合で定めた契約電力によるものとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金については考慮しないこと。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 基本料金、電力量料金の契約単価は税込価格で小数点以下第二位までとし、その端数は切り捨てる。

オ 消費税及び地方消費税額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(3) 契約期間中に消費税及び地方消費税の税率変更があった場合は、変更後の税率によって算出される変更契約単価にて基本料金、電力量料金の算出を行う。この場合における変更契約単価は小数点以下第二位までとし、その端数は切り捨てる。

(4) 請求書作成の際は、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて請求する。

(5) 毎月の検針書、請求書は、当該施設へ送付すること。

(6) 不当介入における通報義務については、次のとおりとする。

ア 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(7) 現行契約は、高圧電力・高圧深夜電力の併用である。そのため対象施設管理者が、地元電気店に深夜電力廃止工事を発注する。

(8) この仕様書に定めのない事項については、需要者と供給者で協議・確認の上、決定するものとする。